

「東京都児童相談所一時保護要領(仮)」案の主な考え方について

要領の目的

- 平成28年改正児童福祉法により、一時保護の目的が明確化
- 平成30年7月、国から一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として「一時保護ガイドライン」が発出
- ◆都として、一時保護を適切に行い、子供の福祉の実現のために都が進むべき方針を共有するため、本要領を作成

要領の主な内容

1 一時保護のあり方

- ・一時保護による子供の安全確保やアセスメント、短期生活指導が必要な場合に実施
- ・援助に当たっては、常に子供の権利擁護に留意

2 一時保護の機能

- ・一時保護の機能は、緊急保護、アセスメント一時保護、短期入所指導
- ・緊急一時保護では、進行管理会議において、一時保護委託を実施した場合に一時保護機能を果たせるかを検討
- ・最低限必要な期間において、一時保護を実施

3 子供の所持物の保管等

- ・子供の福祉を損なうおそれがある物を除き、子供が所持を希望する場合には、可能な限り所持できるよう環境を整備
- ・日用品、着替え等を持っていない子供に対しては、初日に支給または貸与

4 子供の権利擁護

- ・職員に意見を述べられるような信頼関係を築く
- ・第三者委員の活動や児童アンケートなど、子供自身が意見を常に表明できる機会を用意
- ・外出、通信、面会等を制限する場合は、子供の福祉のために必要である旨を子供と保護者に説明
- ・被措置児童等虐待等があった場合に、職員への相談に加え、子供の権利擁護専門相談事業を周知し、確実に訴えられる仕組みを活用

5 一時保護所の運営

- ・一人一人の子供の状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子供の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを提供
- ・児童の年齢等に応じた個室対応を基本とし、個別対応を可能とするよう環境を整備
- ・食事に関しては、子供が美味しく、楽しく食事ができるよう、食事環境を整備し、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養うよう支援
- ・一時保護中の子供の状況や特性、学力に配慮した支援を行う必要があり、職員派遣や教材提供など一時保護所にいる子供の学習支援ができる体制の検討
- ・観察会議を実施し、個々の子供の行動観察結果、子供の意見等に基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を実施